

遺言書

遺言者埼玉県さいたま市鹿手袋六丁目二番一号郷原篤志は病氣療養中のところ重態に陥り、死の危険が迫ったので、平成 年 月 日自宅において、左記の証人立会いのもと、次の通り遺言を口授した。

- 一、相続人郷原樹の相続分は三分の一とする。
- 二、その他の資産の内二分の一を、遺言者は神奈川県鎌倉市七里ガ浜二三四番地社団法人日本青少年育成会に寄贈する。

証人加藤弘は右の遺言を筆記した後、遺言者および他の証人に読み聞かせたところ、いずれもその筆記が真実に相違ないことを承認し、署名捺印した。

埼玉県さいたま市中央三丁目二番一号

証人 加藤 弘 印

埼玉県草加市三谷四五六七番地

証人 半田 健一 印

東京都板橋区大山西町一丁目七番四号

証人 高野 洋行 印